

議 第 1 9 号 議 案

後期高齢者医療制度の改定に反対する意見書の提出について

後期高齢者医療制度の改定に反対する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成28年12月15日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 加 藤 久美子

同 根 岸 操

提 案 理 由

後期高齢者医療制度の改定に反対する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

後期高齢者医療制度の改定に反対する意見書

後期高齢者医療制度は2008年の制度スタートから8年が経過した。08年の制度の創設時に国民の批判を受けて設けられた保険料の9割軽減、8.5割軽減などの「特例軽減」は、段階的に2020年度までに廃止する方針である。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者を国保や健保から切り離して、75歳以上の独立した保険制度を作り、国民全員から保険料を徴収し医療給付など制度運営を行い、高齢者の収入が少ないなかで医療費がかさむ後期高齢者の独立保険というのは基盤の極めて脆弱なしくみとなっている。

今年で8年が経過し、国は“制度の定着”というなかで、実際は「高齢者の医療の切り捨てを許さない」という国民の声で、保険料の「特例軽減」のように様々な「手直し」をした。

政府は“時間が経過した”とか、“他の世代との公平性”を述べるが、「特例軽減」がなくなることで、保険料は8.5割軽減の場合2倍(290万人)9割軽減の場合3倍(324万人)で扶養者だった9割軽減の人は5倍から10倍の値上がりになり、高齢者の生活にとって大きな打撃になる。後期高齢者の年金収入の現状は平均が127万円、基礎年金満額の80万円以下が約4割り占め、ほかに所得のないのが圧倒的で、さらにその半数近くは50万円以下で月5万円に満たない生活をしている。こうした実態から、扶養されている人、わずかな年金暮らしを含め、後期高齢者だけの独立した保険制度には保険料を本来徴収できない人が含まれ、低所得の高齢者に負担増を押し付ける問題のある制度である。国民皆保険制度の一環である以上、全員が加入でき、全員が給付を受けられるよう、大幅軽減などの措置が引き続き必要である。

さらに政府は今後、後期高齢者の医療費1割負担の2割への引き上げを検討しているが、こうしたことにより高齢者の受診抑制を招き、病気の重症化と医療費の増加という悪循環も引き起こしかねない。

よって、富士見市議会は、政府に対し、後期高齢者医療制度の保険料の軽減の特例措置の廃止を撤回することと窓口負担の引き上げを行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
財務大臣 麻生 太郎 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様